

【報告要旨】

この報告の目的は、最近の佐藤裕による「ルールの科学」論の提言（佐藤 2023b）と問答論の試み（佐藤 2022; 2023a）という、社会理論と社会科学方法論にとって新たな貢献となるポテンシャルを具えているように見える一連の所説を一つの契機と捉えて、そこに含まれるいくつかの論点が、これまで一定の成果をおさめながら同時にさまざまな論難にさらされてきた社会問題の構築主義（正確に言えばクレーム申し立てという現象の観察を足がかりにした社会問題への経験的探究のアプローチ）の方法論を整理し直し、より明解で迷いを生む余地がなく実りの多い探究法へと再定式化するのになどの程度役立つのかを検討することである。こうした検討は、同時に、社会問題の構築主義は「ルールの科学」としての社会学の一翼を担う理論として位置付けることができる（言い換えれば、社会問題の構築主義はそれを「質問-応答のゲーム」の探究の一領域とみなすことによってその性格がより明確になる）（佐藤 2023b: 171）という佐藤の主張への一つのリプライの提示にもなるだろう。

上記の目的を果たすために、本報告は、①佐藤の社会科学方法論と問答論の所説の要約と批判的検討、②佐藤の問答論が社会問題の構築主義にとって持ちうる意義の検討、そして、③この両者を踏まえての佐藤の社会科学方法論への報告者の立場からのコメントリー、という三つ組みの構成をとる。①では、計量研究に精通した佐藤による自然科学と社会科学の根本的な差異についての指摘や、機能主義に代表される従来の社会学は（ちなみに理論としての機能主義は退潮してもその発想のパタン自体は暗黙のうちに広く共有され続けている）「対象の外側からの研究によって暗黙のうちに肯定的評価をもたらしてしまっている」という批判、社会学の使命は「社会的なもの」を成り立たせる人びとの活動を可能にする共有されたルール（方法）を記述するだけでなく評価することだとする独自の「ルールの科学」論のテーゼ、さらには、言語行為論の批判的検討を出発点とする問答のゲームについての考察といった諸論点がかなりの程度共感的にレビューされる。②では、社会問題をめぐるクレーム申し立てとそれに対する反応の過程を研究するという構築主義のアプローチの意義が佐藤の問答論によってより明確なものになることを確認したあと、しかしクレーム申し立てを「社会問題」をめぐる「問いの先取り」とする点を始めとする佐藤の

見解がどれだけ妥当なものかを、会話分析を補助線にしながら検討する。最後に③では、社会学的探究はどのようなものであるべきかをめぐる佐藤の所説の主流の社会学にとっての意義を評価するとともに、しかし、少数派を自認する報告者の相互行為に投錨した自己論の立場からはどのような異論がありうるのかを述べる。

Sato's Theory on Question-Answer Game and Social Constructionist Study on Social Problems

Nobutoshi Nakagawa (Unaffiliated)

【Abstract】

This presentation has three aims. First, to present some ideas in Yutaka Sato's recent proposals on "social scientific study on rules" (Sato 2023b) and a developing attempt to formulate "questions-answers theory" (Sato 2022; 2023a), which can be quite original contributions to social theory in and methodology of sociology. Certain points in these Sato's theorizing attempts seem to provide a good chance to reconsider and reformulate the constructionist inquiry on social problems (or the claims-making approach to social problems, to be more exact), that has achieved remarkable empirical outcomes but has been burdened by constant methodological criticisms from various camps. Therefore, our second aim is to examine Sato's argument that the constructionist approach can be a potent part of the "social scientific study on rules," especially when it is reformulated as a study on sequential process of questions and answers over "social problems," and to make a careful reply on that argument. In the reply, Sato's proposals are received basically sympathetically, although a part of it, such as his idea of "answering to expected question in advance," of which empirical status is unclear from conversational analytic viewpoint, seems to leave a room for further discussions and clarifications. And the third aim is to comment on the overall idea of Sato's "social scientific study on rules." His proposal of a new "grand theory" seems valuable to Japanese mainstream sociology as the active "opener" of important methodological issues, although for an alternative sociological standpoint the present presenter takes, its goal of being socially useful through the "evaluation" of a state of social rules is unfortunately irrelevant.

1. 佐藤の『ルールの科学』の提案

『ルールの科学—方法を評価するための社会学』（佐藤 2023b）は、『差別論』（佐藤 2005; 2017）、『ルールリテラシー』（佐藤 2016）、「ルールとは何か」（佐藤 2019a）、『人工知能の社会学』（佐藤 2019b）と時を経て積み上げられてきた著者の社会学方法論をめぐる考究の一つの総決算であり、社会学を「ルールの科学」として再定式化することを通じて現在の社会的営為のあり方にある種の「変革を要求する」提言である（佐藤 2023b: 11）。ⁱ 著者の言によるなら、その再定式化の構想には、第一に「社会学は社会に対してどのような貢献ができるのか、何の役に立つのかを、はっきりと示すことができ」（社会学の社会的意義の明確化）、第二に「自然科学との関係をはっきりさせる」ことができ（脱自然科学的発想）、そして第三に「しっかりとした基礎理論をもつこと」ができる（分野を基礎づける体系としてのルールの科学の確立）という三つの特徴（もしくはメリット）があるという（ibid.12-13）。前提を異にする陣営間の根深い対立と論争およびそれらを統合しようとした構造機能主義の試みの興亡を経て、近年の「パラダイム」のフラグメント化や基礎理論へのアパシーに至る社会学の方法論史をある程度知っているなら、この構想の上記のような約束は誇大妄想的な大風呂敷に聞こえるかもしれない。いっぽう、この「ルールの科学」構想のオフシュート（側枝）である佐藤の問答論、つまり、言語行為論の批判的検討を通じて「問いと答え」という言語ゲームを類型化し、社会過程の核心の一つとして位置付けようとする試み（佐藤 2022; 2023a）のほうは、大雑把であらざるをえないその幹とは対照的に、より限定されたトピックについての緻密な議論である。

最終講義と呼ばれる催しからかなり経ち、アカデミックな経歴上は墓碑の下で安らかに眠りに付いているはずの報告者が、ゾンビよろしく起き上がってⁱⁱ この報告を行うのには理由が二つある。その第一は、社会学の方法論をめぐる近年のアパシー的趨勢を考え合わせる時、佐藤の「ルールの科学」の奇妙な提言が主流の社会学者の大方にスルーされるということも考えられなくはないが、しかし、方法論をめぐる議論の活性化のきっかけや叩き台に十分になりうると思われるオリジナリティの高いこの構想がそうなるのはもったいない、やり手がないなら微力ながら一石を投じようと思いついたということである。ⁱⁱⁱ その第二は、「ルールの科学」論と問答論の中で佐藤が社会問題研究における構築主義アプローチを取り上げ、それを再定式化して自身が構想するような社会的探究の一翼として位置付けるなら、方法論上の種々の論難を免れたより生産的な探究が可能になると論じていることである。構築主義アプローチのこの国での紹介と普及に一役を買ったと自負する報告者は

(Spector and Kitsuse 1977=1990; 中河 1999; 中河・平 2000; 中河・赤川 2013)、この提案に召喚されると強く感じざるを得なかった。

2. 「ルールの科学」の提言の輪郭

『ルールの科学』という本は三部構成であり、第1部で「ルールの科学」の構想の概要が述べられ、第2部では社会学におけるこれまでの「基礎理論」創出の試み、すなわち盛山の規範理論、吉田のプログラム科学、機能主義、構築主義、およびエスノメソドロジー^{iv}への「ルールの科学」の立場からの批判的検討が行われ、最後の第3部ではこの立場に沿った社会的に有用な形での応用研究とはどのようなものなのかが、差別現象というトピックを例にして示される。「社会学についてまったく学習していない人に読んでもらうことを想定して書かれた」(佐藤 2023b: 17) その論述は平易でごく具体的な例示も明快だが^v、いっぽうで、ルール^{vi}やゲーム^{vii}、志向性(intentionality)^{viii}、当事者性、命令、行為といったこの構想のキーワードがその語の従来の用法と違った独自の意味で使われているために(言い換えれば概念構成のDIY度がかなり高い)、既存の諸理論に慣れ親しんでいる人が順路をたどらずに拾い読みをしようとするなら、かえって理解に躓くことになるかもしれない。

この佐藤の「グランドセオリー」の構想では、社会は人の集まりではなくゲームの集まり、言い換えれば、ルールの共有が可能にする人の活動の集まりとしてイメージされる。^{ix} こうした「社会」にまつわる事柄を研究対象にする社会学(および社会科学)は、「外から」の研究を行う自然科学とは異なる「内から」の研究としてデザインされる必要がある。^x 現実の社会生活を形作る種々のゲーム(活動)は、(たとえばゲーム理論の基本設定などとは対照的に)そのルールが「常に(メンバーによって)変更される可能性をもった、柔軟な存在」だ(同上 49)。そうした可変的なゲームの継続性と同一性を担保するものとして、佐藤が提示するのが「変化を方向づける性質」としての「志向性」である。^{xi} これは主意主義(voluntarism)の哲学や社会学の教説で行為の動因として神棚に上った「意志」に代わる説明概念であり、そしてそれは個人にではなくゲームに内在すると考えられている。社会の中には個別の志向性をそなえた多種多様なゲームがあり、その多様なゲームの複雑な組み合わせを介して私たちの社会生活がいとなまれているのだが、ゲームの中で別のゲームが呼び出だされる「命令-行為のゲーム」やゲームの文脈内でその遂行に関わる問いが出されてその答えを求めるゲームが行われる「質問-応答のゲーム」(ちなみに問答論の論考2編はここからのオフショットである)、ゲームの階層性、行為のルールと判断基準のルール^{xii}等々、本書の第1部

で提示される、ゲームが複雑につながりあう様態を分析するための独創的で一考に値すると思われる考察や提案については、残念ながら詳しく紹介する紙幅がない。こうしたゲームとその組織化をデザインするルールを明らかにし、そのルールがもたらす「社会の状態」を記述すること^{xiii}は、もちろん大なり小なり社会学者がこれまで行ってきたことの中に含まれるだろう。しかし、佐藤はそこから一歩進んで、そうした社会の状態の記述を踏まえて、志向性を基準にしてゲームのルールを評価し、さらにその運用のされ方を評価することを研究目的にするべきだとする。それが、社会学者を含む「ルールの科学」の専門家のミッションであり「社会貢献」のあり方だというのである（同上 115-124）^{xiv}。

3. 「質問-応答のゲーム」と社会問題への構築主義アプローチ

佐藤は、近年一定の成果を蓄積してきた（Best 2017=2020；木戸・中河 2017）社会問題の構築主義的研究は、人びとの活動を組織化する「命令-行為のゲーム」と「質問-応答のゲーム」の二種類のゲームのうちの、後者に特化した「ルールの科学」の一分野だと考えるべきだとする。周知のように、「社会問題」とされる「社会の状態」ではなく、「問題」とされる事柄についてのクレーム申し立て活動（問題提起のアクション）とそれに反応（react）する種々の活動からなる社会過程の展開を研究対象にしようというのが、構築主義アプローチの創唱者スペクターとキツセの当初の提案だった^{xv}。佐藤はそれを再定式化して、「社会問題」を「質問-応答のゲーム」の社会的な性格を帯びた「問い」^{xvi}に使われる一つの言葉（問いの語彙）として捉え、いわゆる「社会問題の構築」の過程を、社会のメンバーが「これは社会問題なのか」という問いかけを出発点にして問答（質問-応答のゲーム）を繰り返して、「何を解決すべきか」を模索し社会（集合）的に決定しようとするいとなみとして理解すべきだとする（佐藤 2023b: 178-179）。その提案に従うなら、社会問題のクレームは、「ある状態が社会問題だ」という主張への根拠が問われることを想定して、その答えを先取りして盛り込んだパブリックな言明」ということになる^{xvii}。こうして再定式化した上で、対象の範囲を「社会問題」のサブカテゴリー（「児童虐待」「DV」「貧困」「環境汚染」・・・）からさらに広げて、重要な意味を持つ社会的カテゴリー（たとえば「日本人」「大人」「家族」・・・）についての「○○かどうか」を問うゲームまでを加えるなら、構築主義の研究プロジェクトは質問-応答のゲームの研究としてきわめて意義があるものになると佐藤は考える。ただし、「ルールの科学」の構想に照らすなら、これまでの構築主義的研究には、社会的事象をめぐる how（社会的な過程）の経験的記述を専らにし、その事象に関わるルールの評価を研究のゴール

として十分に認識していないという弱点がある^{xviii}（だから、「構築主義なんて何の役に立つの？」という論難を受けることがある、というわけだ^{xix}）。

以上のような提言は、社会問題の構築主義の探求の性格を明確にし、的外れな論難や「実在論争」(ex.中河 1999: 275-284; Hacking 2000=2006)のような無益な議論を呼び込む「構築」という語を調査研究で使わずに済むようにし^{xx}、さらに、それを望む研究者に「評価」という社会的有用性の衣冠束帯を整える途を与えてくれるというのだから、いいことづくめに聞こえる。しかし、主に相互行為論的な立場から社会問題の構築主義に関わってきた報告者は、佐藤の提言の受容に少なくとも三つの留保をつけたい。第一に、これまでの構築主義的研究のある部分は「質問-応答のゲーム」アプローチの枠に収まらないだろうということ^{xxi}、第二に、問いと答えの論理的つながりに軸足を置く問答論の視点だけでは相互行為場面の実際は十全には捕捉できないということ^{xxii}、第三に、what の問いと how の問いの区分をめぐる議論（構築主義や EM と「ルール科学」とは後者の問いに基づくとする）に異論があること^{xxiii} がそれである^{xxiv}。とはいえ、佐藤の問答論の問いの先取り概念^{xxv} や詳細な区分を組み合わせた問いの類型論は（佐藤 2023a）、公共のアリーナでの「問題」をめぐる論争過程の研究^{xxvi} とは相性がよさそうであり、試しに使ってみる値打ちはあると思われる^{xxvii}。

4. 『ルールの科学』 構想全般へのコメント

大方の（そして報告者本人の）予想のとおり、この最後の節のための報告時間はほとんどなくなった。とはいえ、言うべきことの多くはここまでの本文への注で述べてしまった気もする（読み上げていないので報告としてフェアではないが）。最後に一点だけ『ルールの科学』の構想について言い落としたことを述べる^{xxviii}。それは、2節で触れた「ゲームのルールの評価」という社会学の任務（目的）は、機能主義的な社会事象の診断の代替案として提示されているということである。グランドセオリーとしての構造機能主義の凋落から半世紀経つが、社会学は機能に代わる社会的事象の診断基準を手にしておらず、しかしデュルケム以来のそうした（医師の診察をメタファーの淵源にした）専門的判断への志向は根強い。それがしばしば、社会学者の隠れ機能主義的な言辞になって現れもする^{xxix}。しかし、そうした社会学というゲームの機能主義的な「志向性」は、研究対象を合理的に理解しようとすることを通じてじつは「暗黙の肯定的評価」を与えていると佐藤は指摘する（佐藤 2023b: 158-159）。こうした指摘と提案とは、報告者自身のような制外者はさておき^{xxx}、応用や社会の改善を意識のどこかに置く主流の社会学者の多くにとって他人事とはいえないだろう。

【参照文献】

- Anscombe, G. E. M., 1957, *Intention*, Oxford: Basil Blackwell (柏端達也訳『インテンション—行為と実践知の哲学』岩波書店 2022).
- Atkinson, J. Maxwell, 1978, *Discovering Suicide: Studies in the Social Organization of Sudden Death*, London: Macmillan Press.
- Becker, Howard, S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: The Free Press (村上直之訳『新版 アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか』新泉社 1993).
- Berger, Peter L., and Thomas Luckmann, 1967, *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Garden City, NY: Anchor (山口節郎『日常世界の構成—アイデンティティと社会の弁証法』新曜社 1977).
- Best, Joel, 2009, "Constructionism in Context," *Images of Issues: Typifying Contemporary Social Problems*, New Brunswick, NJ: Aldine Transaction, pp.337-354.
- 2017, *Social Problems, 3rd. Edition*, New York: W.W. Norton (赤川学監訳『社会問題とは何か—なぜ、どのように生じ、なくなるのか?』筑摩書房 2020).
- Conrad, Peter, and Joseph W. Schneider, 1980, *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness*, Philadelphia, PA: Temple University Press (進藤雄三監訳／杉田聡・近藤正英訳『逸脱と医療化—悪から病いへ』ミネルヴァ書房 2003).
- Francis, David J., and Stephen Hester, 2004, *An Invitation to Ethnomethodology: Language, Society and Interaction*, London: Sage (中河伸俊・岡田光弘・是永論・小宮友根訳『エスノメソドロロジーへの招待—言語・社会・相互行為』ナカニシヤ出版 2014年).
- Garfinkel, Harold, 1967, *Studies in Ethnomethodology*, Englewood Cliff, NJ: Prentice-Hall.
- , with Anne Warfield Rawls, 2002, *Ethnomethodology's Program: Working Out Durkheim's Aphorism*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- Gibbs, Jack P., 1966, "Conceptions of Deviant Behavior: The Old and the New," *The Pacific Sociological Review*, 9-1: pp. 9-14.
- Goffman, Erving, 1964, "The Neglected Situation," *American Anthropologist*, 66-6(Part 2): 133-136 (芦川晋訳「状況が見落とされてきた」山崎敬一他編『エスノメソドロロジー・会話分析ハンドブック』新曜社 2023 283-291).
- 1967, *Interaction Ritual: Essays on Face-to-Face Behavior*, Chicago: Aldine (浅野敏夫

訳『儀礼としての相互行為—対面行動の社会学（新訳版）』法政大学出版局 2012).

----- 1974, *Frame Analysis: An Essay on the Organization of Experience*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

Gubrium, Jaber F. and James A. Holstein, 1997, *The New Language of Qualitative Method*, London: Oxford University Press, 1997.

Gusfield, Joseph R., 1980, *The Culture of Public Problems: Drinking-Driving and the Symbolic Order*, Chicago: The University of Chicago Press.

Hacking, Ian, 2000, *The Social Construction of What? (Rev. Edition)*, Cambridge, MA: Harvard University Press (出口康夫・久米暁訳『何が社会的に構成されるのか』岩波書店 2006).

林原玲洋 2013 「社会問題の構築とレトリック—論法・転義・同一化」中河伸俊・赤川学 2013 『方法としての構築主義』勁草書房 216-233.

金子守 2003 『ゲーム理論と蒟蒻問答』日本評論社.

木戸功・中河伸俊 2017 「特集『社会学と構築主義の現在』によせて」『社会学評論』68(1):17-24.

岸政彦・北田暁大・筒井淳也・稲葉振一郎 2018 『社会学はどこから来てどこへ行くのか』有斐閣.

Kitsuse, John I., and Aaron V. Cicourel, 1963, "A Note on the Uses of Official Statistics," *Social Problems*, 11-2: 131-139.

森一平 2016 「授業の秩序化実践と「学級」の概念」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根編『概念分析の社会学 2 実践の社会的論理』ナカニシヤ出版 195-213.

中河伸俊 1986「自殺の社会的意味」仲村祥一編『社会病理学を学ぶ人のために』世界思想社 125-146.

----- 1999 『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開』世界思想社.

----- 2004 「構築主義とエンピリカル・リサーチャビリティ」『社会学評論』55(3) 244-259.

----- 2005 「「どのように」と「なに」の往還—エンピリカルな構築主義への招待」盛山和夫・土場学・野宮大志郎・織田輝哉編『<社会>への知／現代社会学の理論と方法（下）—経験知の現在』勁草書房 165-189.

----- 2015 「フレーム分析はどこまで実用的か」中河伸俊・渡辺克典編『触発するゴフマン—やりとりの秩序の社会学』新曜社 130-147.

----- 2018 「機能主義の職業心理（occupational psychosis）に抗して—J・I・キツセのレガシ

一を振り返る」日本社会学理論学会第13回大会自由報告 (Research Map から報告草稿の pdf ファイルをダウンロード可能).

----- 2022 「パーソンフッドとスティグマ：自己論とカテゴリー化論のいくつかの課題」『情報研究：関西大学総合情報学部紀要』54号 3-26.

中河伸俊・赤川学 2013 『方法としての構築主義』勁草書房.

中河伸俊・平英美 2000 『構築主義の社会学—議論と論争のエスノグラフィー』世界思想社.

佐藤裕 2005 『差別論—偏見理論批判』明石書店.

----- 2016 『ルールリテラシー—共働のための技術』新曜社.

----- 2017 『新版差別論—偏見理論批判』明石書店.

----- 2019a 「ルールとは何か」『人文知のカレイドスコープ 富山大学人文学部叢書1』桂書房 pp.52-61.

----- 2019b 『人工知能の社会学—AIの時代における人間らしさを考える』ハーベスト社.

----- 2022 「問いの基礎理論序説」『富山大学人文科学研究』77号: 53-87.

----- 2023a 「問いの類型論と社会的な問い—問いの基礎理論(2)」『富山大学人文科学研究』78号: 83-116.

----- 2023b 『ルールの科学—方法を評価するための社会学』青弓社.

Searle, 1969, *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*, Cambridge: Cambridge University Press (坂本百大・土屋俊訳『言語行為—言語哲学への試論』勁草書房 1986).

----- 1983, *Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mind*, Cambridge: Cambridge University Press (坂本百大監訳『志向性—心の哲学』誠信書房 1997).

Spector, Malcolm, and John I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings, (中河伸俊・村上直之・鮎川潤・森俊太『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて』マルジュ社 1990年).

富山豊 2023 『フッサール 志向性の哲学』青土社.

Winch, Peter, 1958, *The Idea of a Social Science and Its Relation to Philosophy*, London: Routledge and Kegan Paul (森川真規雄訳『社会科学の理念—ウィトゲンシュタイン哲学と社会研究』新曜社 1977).

ⁱ 限られた報告時間（15分程度）の中で、佐藤の広範な議論の詳細を要約紹介し、さらにコメントを加えるなどということができるわけもない。本報告で読み上げる本文の部分は、学術ジャーナルの書評欄での新刊紹介程度のものにならざるをえない。したがって、同書と同論文の存在について注意を喚起し、関心を持たれた方が直接実物に当たることを推奨するというのがこの報告の目的である。しかしながら、奇特な方が本文に付けた以下の煩雑な注に目を通してくださるなら、佐藤の議論とそれに対する報告者の応答のおおよそのところは理解していただけるだろうと思う。

ⁱⁱ というよりむしろ、上方落語「七度狐」の登場人物である生前金貸しだった“おさよ後家”が、棺桶から起き上がっては「金返せー、金返せー」と声を出すさまに似ているかもしれない。

ⁱⁱⁱ ただし報告者は、じつは後述（注 xxvi）のように自分を「主流の社会学者」の一員とみなしてはいないから、これは「余計なお世話」のたぐいの気働きだともいえる。

^{iv} ただし、エスノメソドロジーは、社会学的探究にあたって一つの基礎理論にのっとりとはせず、調査研究ごとに、観察と記述・分析の対象となる活動を組織化する参加者たちが使う方法に即した研究の手順を採るから（Francis and Hester 2004=2014 参照）、このように EM/CA（エスノメソドロジー／会話分析）の方法論をその前に置かれたものと同列に論じるのは適切ではないかもしれない。

^v 専門家向けの設定ではないため（ただしもちろん院生や研究者にも刺激的な内容が目指されてはいるが）、論述が平易であるだけでなく、参照文献は邦文に限定されその数も比較的少ない（つまり先行の議論の網羅的検討はあえて試みられていない）。そのために、パーソンズやギデンスやブルデューやルーマンなどの著作を読むことを理論や方法論の修行と解してきた向きは、本書の平易さと簡略さがもたらすフラストレーションに身もだえするかもしれない。

^{vi} 佐藤は、多種多様なルールの共通の特徴は「従わなくてはならないものであること、あるいは従わざるを得ない性質を持っていること」、言い換えれば「規範性」を帯びていることだとする（佐藤 2019:52）。つまり、それは、従来の社会学のオーソドックスな（たとえばパーソンズの構造機能主義の）用語法で *proscriptive* および *prescriptive* な社会規範（social norms）と呼ばれるものとほぼ等号で結んでよいもののように見える。ただし、近年では、ルールもしくは規則という語を基礎タームとして使うときには、言語行為論という統制的（規制的）ルール（*regulative rules*、これが社会学でいう社会規範に当たるだろう）と構成的ルール

（*constitutive rules*）の区分（Seale 1969=1986:58）とそれをめぐる論争への目配りがあったほうがよいだろう（それは、行為を生み出すルールと評価の基準として使われるルールという佐藤のルールの二分法と位相を異にする区分だと思われるから、両者の位置関係の整理が行われることが望ましい）。また、これについては「ルールの運用」の問題としてある程度の言及がなされているとはいえ、いわゆるラベリング論の登場以来、ルールについて理論的に語るにあたっては、一般的なルールの個別具体的な行いや出来事への「適用」をめぐる問題への明示的な言及が必要だと思われる（この問題は「サンクションが逸脱を生む」という逸脱現象の反作用的定義の是非をめぐる大きな論争（ex. Kitsuse and Cicourel 1963; Becker 1963=1993; Gibbs 1966）のコアとなるトピックであり、そしてそれはさらにエスメソドロジー研究の中で形作られた、参加者の活動の中での一般的なルールをリソースの一つとして使った個別具体的なケースの「構成」というモチーフへとつながるものでもある（ex. Atkinson 1978; 中河 1986））。

^{vii} 佐藤のゲーム概念はウィトゲンシュタインの言語ゲーム論に触発されて創案されたものではあるが、独自のルールや志向性概念などと組み合わせられることによって、ウィトゲンシュタインの言語ゲームとはかなり違った様相を呈している。ちなみに、ゴフマンの『フレーム分析』（Goffman 1974）における原初的フレームワーク（primary frameworks）の概念を、ウィトゲ

ンシュタインの言語ゲームと等号で結んで理解するべきだという説を示したことがある報告者には（中河 2015:142）、佐藤のゲームについての考え方は共感する点と留保したい点が相混ざったものように見える。留保したい点のほうについていうと、まずもって、佐藤の「ゲーム」という語の用法は大まかすぎると思う。いっぽうで「私たちの活動のすべてがゲームだとすると、世の中には非常に多様なゲームが存在していて、私たちもそれぞれが多くのゲームに関わっていることにある」（佐藤 2023b: 56-57）としながら、同時に、ゲームには「命令・行為のゲーム」と「質問・応答のゲーム」の二種類があるとし、その二つの呼称は、ゲームとゲームが「志向性とその方法」によってつながるそのつながり方に注目して命名したと述べる（同上 60）。ゲームを、たとえば「通勤」や「会社で働く」や「デートする」といったような（ゴフマン的にいえば *primary frameworks* に当たる）個別の活動として理解するとき、上の二種類のゲームは、それとは水準が異なる事柄を指していると思えてしまう。「メタゲーム」といった言い方が適切かどうかは分からないが、つながれる諸活動と諸活動をつなぐメカニズム（もしくは自然言語の論理構造？）を区別して考えることができるような用語体系が必要なのではないかと思う。

viii この「志向性」は、フッサールの現象学の基本概念である *Intentionalität*（富山 2023）とも、アンスコムの「意図」論（Anscombe 1957=2022）やサールの志向性論（Searle 1983=1997）ともほぼ関連しないため、期待が外れて肩すかしをされたと感じる人もいるかもしれない。

ix 報告者の学説史的な理解によるなら、「社会」を個人の集まりとみなす社会唯名論（⇔方法的個人主義、その末裔がホマンズの交換理論や社会心理学的な社会的事象の説明やゲーム理論など）と、「社会」を個人の集まり以上のものとみなししばしば社会有機体説のメタファーに依存する社会実在論（⇔方法的集合主義）の間の対立を、両者の統合によって乗り越えようとしたパーソンズの機能主義的なシステム理論は、ウェーバーの行為理論を下敷きにして、個人

（individual）ではなく行為を社会システムの基礎単位とみなす（つまり「社会」を行為の集まりとみなす）という論理構成を取った。私見では、それに対するラディカルなオルターナティブを提示したのは、ゴフマンの相互行為秩序論とガーフィンケルのエスノメソドロロジー研究である。周知のとおり、ガーフィンケルはパーソンズの門下生として研究キャリアをスタートさせたが、この三者が一時期学的な交流を持っていた（とくにゴフマンとガーフィンケルの交流はけっこう密で長かった）ことは、ロールズなどによる近年の資料発掘の作業によって明らかになってきている。ゴフマンとエスノメソドロロジーは、パーソンズのシステム理論における抽象化された行為（それは役割の構造的配置によって相互につながりを保ち「社会」に機能的に統合される）を、個別具体的な状況の中での参与者間の相互行為、いいかえれば活動

（activities）に置き換え、それに焦点を絞ることによって、本書の言い回しを使うなら「内からの」調査研究プログラムを立ち上げた。こうした状況、つまりは相互行為の発見（Goffman 1964=2023）は、「社会」をどうイメージするかに関する、それ以前とそれ以後を分かち斬新なものだったと考えられる。佐藤の「社会」をゲーム＝活動の集まりとみるというスタンスも、ごく大まかにいえば、このゴフマン／EM以降の社会のイメージの側に位置するもののように報告者には見える。ちなみに、佐藤はルーマンの社会理論をパーソンズのものと同じ「外から」の社会の研究として位置付けているが（佐藤 2023b: 296）、社会システムの基礎単位を活動からコミュニケーションに置き換えたルーマンの社会システムのイメージは、むしろゴフマン／EMの相互行為から「社会的なもの」が産出されるという発想とパラレルなようにも見える。両者の異同をつぶさに検討することは、社会学方法論にとってきわめて重要な検討課題だと思われる。

x 早くに、社会科学と自然科学の研究のあり方の基本的な違いを明確に示して（→自然科学は研究者たちの共同活動を成り立たせる規則のみに依拠して営まれるが、社会科学は研究者たちの規則と研究対象となる活動を成り立たせる参与者たちの規則の二重の規則性に依拠して営ま

れざるを得ない)、「社会的事実を物して考えて」「外から」見るというデュルケムの社会学方法論を批判したのはウィンチだった (Winch 1958=1977)。この点についての佐藤の論は、このウィトゲンシュタインを拠り所にした議論とおおむね重なり合うが、もちろん違うところもある。佐藤によれば、自然科学が研究対象にする自然現象に見られる法則と、社会科学が研究対象にする現象に不可分なものとして含まれる社会的規則との間には、(1)規則は人為の産物だから可変的 (変更可能) である、(2)規則は法則と違ってあらかじめ (研究者による解明の作業を経なくても) 人びとに知られている、(3)規則には「それに従わせようとする仕組み」(ルールの論理の作動の結果としての種々の形でルールの違反への対応) が必要である、(4)規則は法則の記述に用いられる数式等の厳密な記述手段ではなく、自然言語によって記述される。以上が社会科学研究が「内からの」研究にならざるを得ない理由であり、自然科学が発見した対象の法則性が「予測」をその役割にするのに対して、社会 (科) 学が規則の「評価」を役割とする「ルールの科学」たらざるを得ないことの基本的な根拠である (佐藤 2023b: 21-41)。

^{xi} 報告者自身が「可変的なゲームの継続性と同一性」の担保について問われたなら、問いと答えとを一段ずらして、ゲームの継続性と同一性の認識を担保するものとして、たとえばゴフマンのフレーム (Goffman 1974) を挙げるだろう。高校野球で使われるバットが金属製から低反発のものに変わって打球が飛ばなくなり、それによってかりにゲームの様相が大幅に様変わりしたとしても、そこで行われているのは「夏の甲子園」の試合なのだという状況の定義が (それを支えるさまざまな記号実践によって) 維持されている限り、その特定の試合の過去や未来の試合群との継続性と連続性はその時点においては担保されていると考えるのだ。佐藤の志向性の概念は、こうした発想とはまったく異なり、たとえば使用するバットが金属製から低反発のものに変更されるというルールの変化をもたらすゲーム=活動に内在的な「方向づけ」のようなものを指す。「選択肢」、「評価基準」、「能動性」の三つが揃っていることが、そうした志向性が成立するための条件だとされる (同上 51-52)。「志向性は、人間だけの特権ではなく、原始的な生物や機械 (人工知能) までもがもちえる『仕組み』」であり (佐藤 2023b: 51)、しかしヒトの活動においては自然言語によって志向性が作り出され共有されることによって、他の生物や人工知能の場合とは比べものにならない複雑性がその志向性にもたらされている (同上 53)。

^{xii} ルールは社会的カテゴリーを参照してゲーム間の「つながり」になり、制裁 (ペナルティ) よりもそれ自体の論理によってルール違反から守られ維持されるものとして思い描かれている。

^{xiii} ルールを調べて記述するという事の中には、ルールがどの程度共有されているかを示す実効性の記述と、ルールに実効性をもたせるために参加者が行うルールの運用の記述が含まれる (佐藤 2023b: 112-113) だけでなく、実際にルールが行為を生み出したり判断基準として使われたりしている集合的な状態を調べて記述する、「社会の状態の記述」が必要だとされる (同上 113)。

^{xiv} 「外から」評価基準を持ち込まず、ゲームのルールとその共有の方法を評価するという作業の要点と、そうした作業にたずさわる実務家と研究者の役割分担の詳細については、本書 (佐藤 2023b) の第4章を参照されたい。「ルールの科学」におけるルールの評価は、パーソンズやとりわけマートンの社会事象の機能分析を通じたシステム論的「診断」(その発想のルーツはデュルケムにまで遡ることができる) に対応する作業とみなしてよいだろう。ただし、そうした機能分析による「診断」がきわめて広範囲にわたる諸項目の機能連関を吟味して正負の機能のトータルバランスを産出することを義務付けられている (Spector and Kitsuse 1977=1990: 2章) のに対して、佐藤のいうルールの評価は、「実際の社会の中で運用されることを前提」にした「多面的評価」が必要だという注意喚起はあるものの (佐藤 2023b: 118-119)、基本的には特定のルールに対応するゲームの志向性と方法に照らして行われるものと考えられており、

したがってシステム論的な機能診断よりは格段に実行可能性が高いように見える。さらに、コントの「社会再組織に必要な科学研究プラン」のような分野創唱時の黄金のセールストークと比べるならかなり抑制的に、「ルールの科学の専門家がおこなうのはルールの評価ではあるが、そのルールを採用することの可否にまで関与することはできない [つまり政策決定の責任を負うことはできない—報告者注]」（同上 123）と「社会貢献」の範囲に限定を加えていることも、佐藤の「グランドセオリー」に基づく提言が実用性を念頭において構想されていることの一つの証左といえるだろう。

^{xv} 「われわれは、社会問題を定義するにあたって、社会のメンバーが、ある想定された状態を社会問題と定義する過程に焦点を合わせる。したがって、社会問題は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外のかたちで改変する必要があると主張する活動の組織化が、社会問題の発生を条件づける。社会問題の理論の中心課題は、クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明することである。」（Spector and Kitsuse 1977=1990: 119）

^{xvi} 佐藤のいう「社会的な問い」とは、評価基準の共有（もしくは評価基準になりうる知識の共有）を模索して提示される問いのことである。「例えば、ある動物が危険であるかそうでないかといった問いは、（身体能力や耐性などで）人によって評価が異なることは十分に考えられるが、一方では、その動物が一般的にはどの程度危険なのかを評価し、それを知識として共有することも、私たちには有用であり、実際に行っていることだ。このような評価は、社会的評価と呼ぶことができる。／社会的評価を問う問いは、共有された答え（社会的な答え）を得ようとするいとなみであり、その意味において社会的な問いである。ただ客観的事実についての社会的な問いが、本来一致するはずの答えを探し求める、という性質を持つものに対して、社会的評価についての社会的な問いでは、答えが本来は一致するとは限らないにも関わらず、あえて共通の答えを作り出そうとする。そして、そのようにして一度作り出された評価は、ある種の事実性を帯び、探し求める対象にもなっていく。例えば、ある動物が危険であるかどうかは [あくまで“人間にとっての”評価であり—報告者注] 客観的事実ではないが、私たちはその知識を評価として記録している。そのため、書物やインターネットなどで『調べる』ことができる（問うことができる）のだ。」（佐藤 2023a: 92）

^{xvii} 「本稿の前提になっている、平叙文で表すことができるあらゆる言明は何らかの問いに対する答えであるという考え方を適用すれば、『〇〇という状態は社会問題である』という言明は、『〇〇という状態は社会問題なのか』という問いと、それに対する肯定的な答えが組み合わされたものだ。この（社会問題という）問いは、私たちにとって重要な『社会的な問い』であり、なおかつその答えを得るためのプロセスは、十分に制度化されておらず、非常に複雑である。そのため、社会問題は、問いとしての探求の対象になるのだ。／構築主義の主要な理論的概念の1つが『クレーム申し立て』だが、本稿の立場では、それはクレームという主張ではなく、『社会問題であることの根拠（あるいは理由）の問い』に対する答えであると位置づけなければならない。もちろん、そんな問いは実在しないことのほうが多いのだが、クレームは根拠の問いを『先取り』したものであると捉えることによって、はじめてその論理的な位置づけが明確になるのだ。」（佐藤 2023a: 105）ある状態が社会問題であるという主張の理由や根拠の提示とそれをめぐる論争過程については、構築主義社会問題論ではこれまで「社会問題のレトリック」の問題として取り扱われてきたが（ex.林原 2013）、このユニークな「答えの先取り」という佐藤の議論が、これまでのレトリック論と接合するのかそれともしないのかは、その経験的記述・分析における有用性と併せて、今後議論していくべきことだと思われる。

^{xviii} 「ルールの科学」は、社会現象に法則性を見出しその知識を予測に役立てようとするのではなく、社会現象に何らかのパタンを見出し、それを法則ではなく規則（ルール）として理解し、ルールのその変更の可能性を視野に入れた評価を行うことを研究のゴールにする（佐藤 2023b: 181）。したがって、「社会問題の構築というゲームのルールを評価するには、そのゲー

ム自体の**志向性**を基準にして**方法**として評価すればいい。例えば、公正な判断や客観的な判断という志向性がある場合、『ある主張に反論するには論拠を否定すべし』というルールが十分に共有されていれば、そのルールは肯定的に評価されるかもしれない。また、それぞれのプレイヤー（告発する人々や反論する人々）の志向性（つまり自らの主張を通すこと）に基づいて、どのルールが自分たちにとって有利にはたらくのか（よい方法なのか）という観点からの評価もできる。／もちろんこのような評価は常に簡単にできるわけではない。多くの場合はそれぞれのルールのメリットとデメリットを見つけ出すだけで終わるかもしれない。しかしそれだけでも、十分に意味ある知見ではないだろうか。」（同上 181-182）この「評価」はルールについてのものであるため、ベストが提唱するコンテクスト派構築主義の「社会の状態に基づいてある程度まで社会問題のクレームの評価が可能である」という主張（Best 2009）にとってはメタレベルの（あるいは現象の水準が違う）ものであるように見えるが、しかし両者の異同については今後のきちんとした検討を待つ必要があるだろう。

^{xix} ちなみに、スペクターやキツセの社会問題の構築主義の how の問い（社会過程についての問い）を問おうという提案は、少なくとも当初は what の問いではなく why の問いをやめる、つまり社会問題の原因の探索という社会問題の社会学がそれまで行ってきた（もしくは行っているふりをしてきた？）事項を研究プログラムから外すという企図にもとづくものだった。そのために、現象学系のエポケーの概念を間違ったかたちで使い（中河 2018）、社会的構築物全般（私たちの万象である what）を調査研究の対象から取り外そうとしたところに、のちに実在論争（OG 論争）を呼び込む大きな余地があった。とはいえ、自然科学的な因果モデルを発想の下敷きにした社会問題の原因論を探究のプログラムから外そうというキツセらの企図自体は、方法論的にきわめてまっとうなものだったと報告者は考える（中河 2004）。『ルール科学』では、従来の社会的現象の原因論にみられるような why の問いは、what の問いに含まれるものとして取り扱われていように見える。いっぽう、佐藤問答論では、日常言語における「なぜ why」には、原因を問うている場合と理由を問うている場合とがあると指摘され、より詳細な考察が行われている（佐藤 2023a）。

^{xx} 「社会問題の構築主義は、社会問題を『社会的に構築される』ものだと捉え、その過程を明らかにしようとする。この『構築』という言葉をめぐるのは、それが反実在論を意味するのではないかという疑念を招き、活発な議論がなされてきた。／構築という言葉は、ある状況が『社会問題である』という『事実』が社会的なプロセスによって『作られる』（=構築される）という意味だが、このときの『事実』の存在論的な身分をめぐる、意見が交わされてきたのだと言える。しかし、本書の立場からは、『社会問題』というのは、『事実』ではなく『問い』であると捉えなくてはならない。つまり、『社会問題』は「命令-行為のゲーム」における命令の語彙と対をなす一報告者注] 問いの語彙なのだ。」（佐藤 2023a: 104-105）ちなみに、じつは社会問題の構築主義の出発点になった『社会問題の構築』（Spector and Kitsuse 1977=1990）の索引に構築という言葉は上がっていないし、テキスト中でも、のちにこの学派で「社会問題の構築過程」と呼ばれるようになった事柄は、一貫して「社会問題の定義過程」と呼ばれている。つまり、「構築 construction」の語は、本にタイトルをつける段階になって後付けで登場したものであるようなのだ。そうなった経緯については、どちらの側にも裏取りをしてはいないが、キツセときわめて近しかったシュナイダー（バーガーとLuckmannの『日常世界の構成 *The Social Construction of Reality*』（Berger and Luckmann 1967=1977）に理論的に影響を受けた『逸脱と医療化』（Conrad and Schneider 1980=2003）の著者の一人）の進言によったのではないかと報告者は推察している。スペクターとキツセの定義過程の骨組みが問いと応答からなるとするなら、佐藤の提案は社会問題の構築主義の原点回帰を推奨しているのかもしれない。

^{xxi} 佐藤の「ルール科学」の探究のイメージは、もちろんまだ青写真かそれ以前の提言段階で

あり必要な道具立てがぜんぶ整っていないで当然なのだが、少なくとも現時点では、質問と応答が行われる制度的なアリーナと、質問や応答を行う人が担う社会的カテゴリーへの目配りが十分でないように見える。質問と応答は、抽象的な観念の世界で行われるわけではなく、つねに何らかの制度的環境の中に置かれた（と同時にそこで行われる活動によってその制度的環境を組織化する）具体的な（多くの場合対面的な）相互行為の場面の中で行われる。制度的場面と参加者の社会的カテゴリー（サックスのいう成員カテゴリー）は相互規定的な関係にあり、ある質問がその場において適切なものとされるかどうかは、参加者のうちのだれ（どのカテゴリーの担い手）がどんなことを問うか（その問いは場面にとって *relevant* か）によるし（学生が大学の東洋宗教の講義の最中に郵便局をめぐる「社会問題」のクレーム申し立てを行い教師が対応に困ったというスペクターとキツセの事例参照 Spector and Kitsuse 1977=1990: 126-

127)、また、それにだれが答えるか（だれが応答すべきなのか、および／あるいはしてもかまわないのか）も、問いそのものの名宛先や中身だけでなく場面と社会的カテゴリーによって規定される。ある種のクレームについてはしばしば、制度化されたアリーナ（つまりは制度的場面）間をクレーム申し立てが進む慣行的な順路があり、そして、その順路に沿ってクレーム申し立てが行われる場面が変るとき、クレームの中身（「問題」のカテゴリー化やそのサブカテゴリーカルな語彙、それが「問題」であることの根拠づけや理由付け、クレーム申し立ての言語的および表出的様式等々）やクレームメイカーが担う社会的カテゴリーが変ることも少なくない（たとえば、「公害問題」が自然科学のアリーナでの被害の実態調査から住民訴訟へ、さらには立法機関へとクレーム申し立ての場を移したとき何が起こるかを考えてみてほしい）。こうした「自然史」や「サイクル」というキーワードと結び付けられてきた事柄について、社会問題の構築主義的研究（および社会問題の「前史」を対象にするものともいえるトラブルの自然史的研究（中河 1999: 7 章））は一定量の知見を蓄積してきたが、ニューフェイスである佐藤の「ルールの科学」の枠組みがどこまでそれをくみ取れるかは未知数である。さらに、構築主義の社会問題論や医療化論、逸脱のラベリング論においてしばしば行われてきた（構築主義陣営外ではフーコーやハッキング、日本で概念分析を掲げる人たちの十八番として知られる）、クレームに使われる「問題」や「トラブル」のカテゴリーとそれを成り立たせる知の配置の変遷、言い換えれば歴史的な概念や知識の「構築」過程（Hacking 2000=2006）というトピックも、少なくとも今のところは「ルールの科学」のプログラム外のものであるように見える。

^{xiii} 「ルールの科学」のいう二種類のゲーム（「命令-行為のゲーム」と「質問-応答のゲーム」）の着想の先達はおそらく、日常言語学派の言語行為論からサックスが創唱した会話分析（CA）に至る探究の流れであるだろう。二種のゲームは、この間 CA が同定してきた＜質問→返答＞＜挨拶→挨拶＞＜招待・申し出→受諾・拒否＞＜陳謝→軽減語＞＜不服の表明→謝罪＞＜文句・不平→否定・詫び＞＜要請→許可＞＜情報の要請→情報の提供＞…といったさまざまな隣接ペア（対）のうち、主に“質問→返答”を「質問-応答のゲーム」に、その他の多くを「命令-行為のゲーム」に割り振ったもののように思われる。つまり、質問→返答の隣接ペアを特権的に扱っているように見えるが、しかし私たちの社会生活のかなりの部分が Q→A の連鎖を軸に展開しているというのは、私たちが日常的にオフィスや教育現場、医療現場などでしていることを振り返ってみると、あるいは一つの慧眼といえるのかもしれない。

ただし、「問われたら答える」という規範性を帯びた発話（もしくは指し手）の連鎖は、やりとりを了解可能なものにするというコミュニケーションの論理性（佐藤はゲームの秩序維持の鍵はこれだと考えているように見える）のみの産物ではない。ゴフマンが面子の維持と呼んだような（Goffman 1967=2012）、パーソナルアイデンティティの維持管理を掛け金にした拘束力が、対面的相互行為の場においてとりわけ強く発動する（たとえば『ルールの科学』の中である社会学者の所説を批判し反論などの応答を求める手紙を添えてその人に寄贈しても、その人が一さまざまな「合理化」を自身に対して掲げて一何のリアクションもせずスルーしてしまうことは比較的簡単だが、著者が *in person* にその人と同じ場に居合わせて同じ内容の批判

を行って返答を求めたなら—それが学会大会の自由報告部会のように質疑応答の場として制度化されていない場合でも—その社会学者が著者の問いかけに反応をせずに済ませるのはより難しくなるだろう)。こうした相互行為場面において発動する拘束性こそ、デュルケムがいう「社会」の「外在的拘束性」の本体だと報告者は(ゴフマンに倣って)考えるのだが、それはさておき、そうした対面的相互行為の場においてさえ(ということはメディア=媒体を介した相互行為においてはなおさら)、実際のやりとりの中ではしばしば、問いに「答えない」という帰結をもたらすさまざまな技法や戦略が用いられる。質問の後にその名宛人が発話をしないとき、それは通常一つの応答と受け取られるが(手紙やメールや本やサイトは読まなかったふりができるが、目の前に相手がいるときには聞こえなかったふりをして再度の問い直しのような修復作業が行われて問いを逃れるのはむづかしい)、形式上は応答するがさまざまな修辭的言辭を活用して実質的には答えない(議会の答弁などでしばしば使われる技法、時間的制約のために質問した側の修復作業が難しいときにとくに有効)、問いを誤解したふりや「みなまで言わせない」強圧的対応をする(問いの名宛人が上位者で質問者が修復作業をしにくいときにとくに有効)、質問者の問う資格を疑ったり否定したりする、もしくは問い自体を「冗談」や勘違いの帰結、別の問いや単なる意見表明といった答える必要がないものに変換してしまう(これは質問ではなく提案の例になるが、「ずっと前から好きだったんです、付き合ってください」「あはは、〇〇さん、冗談がうまい!」のような; この種の実践の分析にはCAよりゴフマンのフレーム分析(Goffman 1974)のほうが役に立つ)といった、個別の相互行為場面の諸特徴を利用したさまざまなQ→A連鎖の攪乱が行われうる。

問答論の論文で、それまでの議論(『ルール科学』を含む)を改訂する形で新たに示された「問い」と「質問」の区分(「[⋯] 問いの社会性について考えるためには、「他者に対して問う」という行為の意味を明確にする必要があるため、両者[「問い」という語と「質問」という語—報告者注]をはっきりと区別しておく必要があると考えた。そこで、本稿では、他者に対して問い、答えを得ようとするいとなみを「質問」とし、自問することも含めた「問う」という行い一般を「問い」と表現することにした。」佐藤 2023a: 85)には、おそらく論理的つながりに注目するだけでは十分に捉えられない相互行為場面におけるQ→A連鎖の実際にアプローチするための体勢づくりでもあるのだろう。だとしてもなおかつ、一つ前の注でも述べた通り、だれが問いだれが答えるのかという問う者と答える者が担う社会的カテゴリー(およびパーソナルアイデンティティ(中河 2022))と、それが行われる制度的場面の具体性を捨象していることが、おそらく佐藤の問答論の切れ味のよさの理由であるとともに、相互行為論者である報告者が物足りないと思う理由でもある。

^{xiii} 「しかし、構築主義の研究対象は社会問題という存在物ではない。構築主義は社会問題が構築されるプロセスを明らかにしようとしているのだ。つまり、社会問題とはどのようなものか(what)ではなく、どのように構築されるのか(how)、という問いに答えようとしているのだ。この、whatからhowへの転換は、革命的な発想の転換だと筆者は考えている。」(佐藤 2023b: 175)『社会とは何か』という問いは、基本的に社会を何かのモノ(本書の言葉では存在物)として外から観察することによって生じる問いだ。そして、その手法は基本的に自然科学に範をとるようなものになる。社会学の理論としてこの問いに対応しているのは、本書で**機能主義**の系譜として扱った理論、現代ではニクラス・ルーマンの社会システム論がその代表といえるだろう。／しかし、実際には多くの社会学者がこの問いを共有していない。すでに別の問いに導かれ、別のゲームを始めてしまっているのだ。ではその問いは何か。これは『社会的な営みとはどのようなものか』という問いではないかと思う。これを『社会とは何か』と対比させるために、第7章では『whatの問い』と『howの問い』という言葉で説明している。／howの問いを自覚的に採用しているのは、構築主義やエスノメソドロロジーだが、実際にはフィールドワークや参与観察で調査を行う研究者や言説分析をおこなっている研究者の間でも、共有されている認識ではないかと思う。」(同上 296-297)「まず、whatの問いとhowの問いが

両立可能かといえ、それはまったく不可能であり、両者の違いを明確に意識する必要があるというのが、本書の主張だ。本書では、この二つの問いは、それぞれ自然科学の発想と（ルールの科学としての）社会学の発想に対応していて、社会学の方法を自然科学の考え方と対比させながら解説してきた。」（同上 297-298）

以上のような佐藤の認識に、『社会問題の社会学』（中河 1999）を執筆していたころの報告者なら、諸手を上げて賛意を表したことだろう。しかしながら、グブリウムとホルスタインの質的調査の方法論についての論述（Gubrium and Holstein 1997）を批判的に検討して、『『どのように』と『なに』の往還』という題の一文（中河 2005）を草したころから、考え方に軌道修正があった。現在の報告者の理解では、エスノメソドロジー（EM）は研究のトピックとしての how と what を切り離し、前者の探求に特化した立場を取るものではない。ゴフマンも EM も、ジンメリアン（how=社会過程に目を向ける立場をとる）であると同時に、デュルケミアン（what=客体としての社会的事実を目を向ける立場をとる）でもあるのだ。『エスノメソドロジーのプログラム—デュルケムの格言にもとづいて事を進める（working out）』（Garfinkel with Rawls 2002）で、ガーフィンケルとロールズは、「社会的事実の客観的実在（objective reality）は社会学にとって基本的な現象である」というデュルケムの言明を踏まえて（もしくは換骨奪胎して？）、「エスノメソドロジー研究のプログラムとなる課題は、不朽のごくありふれた（ordinary）社会の社会的事実を産出し記述する、自然にそれとわかるようにする作業（accountable work）を特定することなのである」と述べる（ibid. 66）。言い換えれば（少なくとも報告者の理解の範囲では）、デュルケムの社会的事実がカッコ付きの「もの」として、つまり、人びとの活動=相互行為=コミュニケーションの中で／を通じて間断なく「構築」され続ける存在物として理解されなければならないのである。

how（過程）の研究から、その過程（そこではもちろん自然言語が大きな役割を果たす）を通じて相互行為的に達成される what（客体）を切り離し、捨象することはできない（だから、成員カテゴリー化分析を会話のシークエンス分析と別箇の探究のように語るのにはミスリーディングだ）。EM が（そして報告者流の“EM に学ぶ構築主義”が）相互行為の場面に照準を合わせる必要性を強調するのもそのためである。「社会的なもの」、つまり私たちの万象は、つねに相互行為場面（ゴフマンの言い方でいえば状況 situation）を通じて生み出されるものであるからだ。以上のこの注での論述は、方法論家としての報告者の信仰告白であると同時に遺言でもある。

^{xiv} 報告の前に、当日配布資料を著者の佐藤氏にお見せしたところ、この三つの留保についてメールで下のようなコメントをいただいた。佐藤氏も学会報告の準備中の余裕のない状況下でのレスであり、後日またより本腰を入れて報告者の主張を検討し、それを今後のアウトプットに生かされるだろうと思うが、参考までに、そのレスの該当部分を下に掲げる。「最後に『三つの留保』ですが、どれもかなり大きな問題ですね。／とりあえず感じたことを簡単に書いておきます。／まず1つ目ですが、これはおそらく、ルールを『方法の共有／共有の方法』と定義したことによる弊害なのかもしれないと思います。私が『ルール』という言葉を使い始めたのは、『権力』相互行為の（方法の）問題として捉えようと考えていた時で、その際の『ルール』は、（その場で）『参照されるもの』というイメージでした。その後、より包括的な理論を目指す中で上記のような定義に行きつくわけですが、（それが間違っているとは思いませんが）そのことによって、具体的な相互行為場面と少し距離感が生じてしまったのかもしれない。『共有』が前面に出ることによって、それに至る（もしくは至らない）プロセスへの目配りが弱くなっているとも考えることもできます。いずれにせよ、ご指摘の点は私も考えたいし、できればいろいろな意見を聞いてみたいです。／2つ目は、ゲームとしての『質問・応答』と、具体的な相互作用場面での（隣接ペアとしての）『質問・応答』の関係についての問題だと思

ました。両者は関連はありながらも、かなり性質の違う問題なので、それを混同しないような工夫が必要かもしれません。特に後者の『質問・応答』は、その派生形（攪乱？）があまりにも多様で複雑であるため、独自の枠組み（その候補がフレーム分析なのかもしれません）が必要だと思います。／3つ目については、これは私の議論が単純すぎますよね。ただ、どちらを中心に考えるのか、というような違いは、私はあるのではないかと考えています。」

^{xv} 「1.問いは思考（推論）を方向付ける。 2.問いは選択肢の提示であり、選択肢の性質は問いの語彙によって共有されている。 3.平叙文は『問いの条件+答え』であり（命題中心主義の誤謬）、問いと答えをセットにして考えなければならない。 4.問いはしばしば先取りされており、先取りされた問いを補うことによって、コミュニケーションをより正確に理解できる。」

（佐藤 2023a: 83） 以上の佐藤問答論の前提の、とりわけ 4.を踏まえたものが「問いの答えの先取り」の概念である。社会問題のクレーム申し立てにおける、よく整った例を一つ下に掲げよう。この問題提起もしくは呼びかけ（の抜粋）では、まずクレームメイカーが自分は何者であるか（どのような資格のもとに公共の空間で発言するのか）を示す名乗りをし、その主張（<NHK が収録した「バラエティ」番組は不適切なものであり放映されるべきではない>）を述べ、そのあとに Q1 から 5 点にわたって、予想される疑問や反論（対抗クレーム）を先取りして予めそれに対する答え（A）を示している。こうした問いを先取りした答えの提示は、ネットの時代になっていっそう洗練された、公共のアリーナでのクレーム申し立てによく見られる特徴の一つだと思われる。

＜私たちは、ジェンダー平等を目指す男性が集まり結成した非営利団体

「#MenWithWomen」と、その有志メンバーの合同チームです。「男性が変わる、男性を変える」をキャッチフレーズに、女性差別や家父長制の解消を目指した活動をしています。私たちは、NHK（日本放送協会）に対して、NHK 総合で 2023 年 10 月 17 日（火）に放送予定の「“性”の話題を楽しく真面目に語り合うトークバラエティ」と銘打った『松本人志と世界 LOVE ジャーナル』を放送しないことを望みます。／NHK が発表した内容によると、出演者は松本氏を含め合計 5 名。スタジオには性教育の専門家が不在なばかりか、松本氏が中心となって性について「楽しく真面目に語り合う」という番組構成に対して、SNS 上でも不安や批判の声が上がっています。／というのも、松本人志氏は、自書『遺書』で、「自分の娘が色んな男に輪姦されても仕方がない、自分もやってきたことだから」と述べた方です。他にも、過去の放送等で未成年を性的対象にするような発言をしたという話が複数出回っています。また、常習的に買春をしていたことをほのめかす発言も繰り返しています。／また、ラッパーの呂布カルマ氏も出演するとのことですが、呂布氏も性やジェンダーに関して理解が乏しいと思われる発言を繰り返しています。とりわけ、インターネット上で大きく批判を浴びたのが、2023 年 6 月 29 日の X（旧 Twitter）の投稿です。／また、ラッパーの呂布カルマ氏も出演するとのことですが、呂布氏も性やジェンダーに関して理解が乏しいと思われる発言を繰り返しています。とりわけ、インターネット上で大きく批判を浴びたのが、2023 年 6 月 29 日の X（旧 Twitter）の投稿です。[・・・]

ここから先は、私たちの署名に対して寄せられるであろう反論について、予想できる範囲で回答を載せておきたいと思います。

Q1. 包括的性教育の普及に取り組む専門家も、今回の番組作りに一部かかわっているという話を耳にしました。それによって、松本氏や呂布氏のファンのうち、日頃は性について真面目に考えたことの無いような層にもリーチできるという点で意義もあるのではないのでしょうか？むしろそういう意図の番組なのではないのでしょうか？

A. 性教育番組を見ない層にリーチできるプラスの効果よりも、彼らが番組に出演することのマイナスの影響のほうが大きいと思っています。そもそも、プラスの効果があるのか疑問です。／松本氏は、収録語インタビューでこの番組について「少子化対策にもなる」と評価し

ていました（お笑いナタリー「松本人志がNHKで性について考える冠番組」2023年10月4日）。ですが、性を少子化という国家的な枠組みから捉えて語るのは家父長制的な視点であり、人権や科学をベースとした包括的性教育の枠組みとは相容れない発言だと思います。／また、呂布氏はX（旧Twitter）上で、番組起用に批判的な声に対して、「フェミニズムとフェミニストは金とばい菌ぐらい違う」「悔しいよなあ。分かるよ」など、挑発的な言動やジェンダーバックラッシュ発言を繰り返しています。／つまり、仮に「性教育が届きにくい層にその知識を身に付けてもらおう」という狙いがあったとしても、ファン層はおろか、番組出演者である松本氏と呂布氏に対してですらその目論見は失敗していることが、番組が始まる以前に明らかです。

Q2.「専門家をスタジオに呼ぶべき」という声がありますが、この番組はあくまでトークバラエティーであり、性教育の番組ではないのだから、別に専門家ではない人が語り合っても良いのではないのでしょうか？

A.例えば、ドライブ旅行の番組で、「ドライバーは信号無視できるならば無視する。当たり前だろ」「そこで信号無視に参加しなかった奴の方がマトモじゃない」などと発言する人物を起用することは妥当でしょうか？／車を運転するならば、車の操作方法だけではなく、交通ルールや事故のリスクなどに関する知識や倫理観を身につけなければなりません。道交法の専門家を必要としないドライブ旅行の番組であっても、出演者には一定以上の知識と倫理が求められるはずで、それと同様に、他人と性に関するコミュニケーションを取ったり、性について語るのであれば、本来は人権、科学、ジェンダー平等などについて最低限の知識や倫理観を持つべきです。性教育ではないバラエティー番組であっても、それらに反しない人物を起用するのは必要不可欠な条件だと思います。

Q3.内容が良いか悪いかは見てからでなければ分かりません。批判をするならば見てからにするべきではないのでしょうか？

A.ジャニー喜多川氏による性加害問題が大手メディアでも扱われるようになって以降、ジャニーズ事務所所属のタレントのCM起用が続々と中止となりました。ですが、中止した企業の大半は決してタレント自身が悪いとは言っておらず、「ジャニーズ事務所と契約を続けることが性加害に寛容な会社だ」という社会的メッセージを与える」ことから、中止の判断をしています。／それと同様に、私たちは番組の内容が悪いという観点から問題視しているのではありません。あくまで、「性に関して問題のある発言を繰り返している人物を性に関する番組に出演させることが、”性加害に寛容でいい”という社会的メッセージを与えてしまいかねない」という観点から、番組を放送しないよう求めています。

Q4.呂布氏が「フェミニストなんかに向けて番組作ってねーからなあ」と言ったように、嫌なら自分たちが見なければよいだけではないのでしょうか？

A.ここまで書いた文章を読めば分かるように、私たちは「自分が不快だから」という理由では一切批判を加えていません。あくまで、マクロな視点で捉えて、社会的な影響に対する懸念から反対しています。／地球温暖化による人間社会への影響について議論をしている際に、「そんなに暑いのが嫌なら涼しいところに引っ越せばよいだけ」と反論する人がいたら、論点が全く理解できていないと思うでしょう。／その[ママ]と同じで、マクロな話を個人というミクロの問題へと、論点をすり替えないで頂きたいと思います。

Q5.性に関して楽しく語ることを「けしからん！」と取り締まっていたら、窮屈な社会になるだけではないのでしょうか？

A.私たちは、出演者の行動・言動が人権・科学・ジェンダー平等などに反していることを問題視しているのであって、性について語ることそのものを問題視しているわけではありません。／むしろ、人権・科学・ジェンダー平等などを前提としているならば、性について積極的に語れる機会を日本社会はもっと増やすべきだと考えています。／もし、私たちの批判が性を語ることそのものに対する批判に見えてしまうのであれば、人権・科学・ジェンダー平等などに関する知識が不足していることの証左ではないのでしょうか。>（「#NHKは松本久志氏

と呂布カルマ氏の生番組を放送しないでください」#MenWithWomen) [change.org から Facebook 経由で 2023 年 10 月 13 日に送られたメッセージ]

^{xxvi} 社会問題の定義過程の重要な舞台の一つである公共のアリーナ（ハーバーマス風に言うなら公共圏、ちなみにスペクターとキツセと並ぶ社会問題の構築主義の初期の担い手であるガスフィールドは、この領域に照準を絞って「社会問題」ではなく「公共問題 public problems」というタームを使う(Gusfield 1980))は、公開と市民の自由参加という理念に基づいて概念化された、情報提供と討論を旨とする「想像の共同体」であり、そこでのクレーム申し立てと対抗クレーム申し立ての応酬を含む相互行為の多くは基本的に各種のメディアに媒介されて成り立っている。官僚制や司法制度やアカデミアといった他の「社会問題」のアリーナと同じく、公共のアリーナもメディアを介したコミュニケーションだけでなく数多くの対面的相互行為の集積に下支えされて成り立っているが、とはいえその研究にあたっては、たとえば制度的場面の会話分析で行われているように、相互行為的な出来事をそのまま転写したデータを使って分析を行うだけでは事は足りない。多種多様なメディアの利用と公共性の理念に伴うコミュニケーションの開放性によって、きわめて多くのしかも多岐にわたるカテゴリーを担う人たちが社会問題活動に参加できるようになっている以上、記述と分析に当たっては、論争もしくは問答の過程の研究者による整理と再構成を避けて通ることはできない。論理的つながりを拠り所とする佐藤問答論のさまざまな道具立て（とりわけ問いの類型論）は、そうした再構成に当たって「使える」装備になるかもしれない。

^{xxvii} 論理的なつながりに照準した佐藤問答論の範囲内では問題にならないが、実生活の中での「質問-応答のゲーム」において調査研究者にとって厄介なのは、落語の「蒟蒻問答」のような事態、つまり参加者の双方が問いとその答えに納得してコミュニケーションの修復作業を行う必要を感じていないにも関わらず、その問いと答えについての理解がまったく異なっているという場合である。この点についての、ゲーム理論へのクリティックとして書かれた金子の著作（金子 2003）は、そのような事態が日常的にもけっこう頻繁に起こるものだという事を認めるならば、「ルール科学」モデルにおいても何らかの対処が求められるのではないだろうか。

^{xxviii} じつは積み残した論点は、それ（次の機能診断に代わるものとしての「ルールの評価」についてのコメント）以外にもう一点ある。それは、本書の8章のエスノメソドロロジーへのクリティックについてのものである。佐藤はこの章のまとめのところで、(1)EMが扱う（社会的活動の中で参加者がその活動を組織化するために使う）「方法」が「記述」に特化したものであること、(2)EMは「評価」についての明確な方針をもっておらず、そのために（機能主義と同じように）研究対象について事実上暗黙の肯定的評価をしてしまう場合もあるという二点を、エスノメソドロロジーの限界として挙げる（佐藤 2023b: 206-207）。このうちの(1)は、EMの言語観に起因するものだされる。「それは、エスノメソドロロジーが言語を「何かを記述するもの」だと見なしているからだ」と、筆者は考えている。／エスノメソドロロジーでは『謝罪』という概念を構成するのは、まず第一に、どのような場合に謝罪であると見なせるか（記述可能か）についての知識だと考える。つまり、『謝罪』という概念の核心を記述というはたらきに求めている。そして、謝罪という行為はその記述に関する知識に基づいて行われると考えられている。だからこそ、『どのような振る舞いが謝罪とみなされるのか』に基づいて謝罪という行為が可能であると考えられるだろう。」（同上 191）こうした批判がどれだけ妥当するのかは、報告者よりむしろ実際にEM研究にたずさわる研究者の検討とコメント（場合によっては反論）を期待すべきだろう。が、報告者自身がEMについての教科書の翻訳（Francis and Hester 2004=2014）に携わった経験からいって、この批判に一定の違和感を抱くのも事実だ。EMはありとあらゆる人びとの活動について、参加者がその活動を組織化するために使う方法を、その方法のそれぞれに即したやり方で特定（同定）することを研究目的にする。その方法はもちろん多くの場合自然言語を含むが（行列をすることやジャズのピアノソロをすることのように

ほとんど含まないものもある)、それらをできるようになる鍵は記述の言語や概念や知識ではなく、その種の活動に浸ること (immersion) によって獲得されるメンバーとしての能力

(competence) だと考えられているというのが、少なくとも報告者の理解だ (記述の言語至上主義は、むしろ現代思想の影響を受けたある種の構築主義にあてはまるだろう)。「『謝罪』という概念を構成するのは、まず第一に、どのような場合に謝罪であると見なせるか (記述可能か) についての知識だ」というのは、EM の立場というよりむしろ、ガーフィンケルが著名な「アグネス論文」(Garfinkel 1967; ガーフィンケル他『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』せりか書房 1987 に抄訳収録) で性同一性障害のインフォーマントのパシング (生物学的性別とは違う性別の者として自分を提示する作業) について記述するとき、批判の対象にしたゴフマンのパシングについての考え方に近いもののように思える。さらに、佐藤のEM批判において研究例として挙げられ、「ルールの科学」の立場からの再分析の対象にもなっている森論文 (森 2016)、およびそれを収録した『概念分析の社会学 2』(酒井・浦野・前田・中村・小宮 2016) がとる立場 (概念分析) が、EM研究の典型といえるのかどうかも気になる。繰り返すことになるが、せっかく日本語にしたのだから、さまざまなタイプのEM研究の例を幅広く紹介している英国の大学の学部生向けの教科書 (Francis and Hester op. cit.) の拙訳を、本書のこの章での検討と批判の材料にしてほしかったと思う。

^{xix} そうしたポスト機能主義の時代の「機能主義的な志向性」の例として、佐藤は対談集『社会学はどこから来てどこへ行くのか』(岸・北田・筒井・稲葉 2018) の中での出席者の発言を挙げる (佐藤 2023b 150-159)。あまり広く認識されていないが、『社会問題の構築』(Spector and Kitsuse 1977=1990) の方法論上の大きな貢献の一つは、機能主義批判 (当時主流だったマーソンの機能主義的な社会問題論に内在する困難の指摘) だった。スペクターとキツセは、システムをリファレントに順機能・逆機能を見て差し引き計算する分析法では、たとえマーソンのように細かく準拠するサブユニットに目配りしていても、確かな「社会的に好ましくない事柄」の同定 (いわゆる病理診断) は不可能であり、その種の判断は結局研究者の恣意に墮している」と指摘した。かれらの指摘を覆す議論を報告者は目にすることがないが、しかし、佐藤が指摘するような隠れ機能主義的な気分の吐露のほうはしばしば見聞きした (「無責任で怪しからん構築主義者」への論難を学術団体の活動の場で直接間接に被ったこともある)。そうした言辭が悲しいのは、そこにはそれなりに考え抜かれたマーソンの論の洗練のかけらも見当たらないことが多いからだ。付記するなら、このスペクターとキツセの批判の射程が、システムではなくまず状況に照準して、しかしその状況レベルでの機能をめぐる選択の困難を縮減する (問題縮小する) 目的プログラミングによってシステムにつながぐという論理構成であるらしいルーマンの等価機能主義の議論 (注 ix も参照のこと; じつは佐藤の志向性に基づく議論は、ルーマンの等価機能主義論と平行なものであるかもしれない←この点については小宮友根の示唆による) にまで届くのかどうかについては、老耄の報告者の頭では対応不能な論題なので、後人の考察検討に待ちたい。

^{xx} 詳説する余裕はないが、報告者は、それが機能主義の病理診断であれ、「ルールの科学」におけるゲームのルールの評価であれ、いずれにせよ「社会貢献」や「応用」への配慮は学的探究の本来の筋道に由来するものではなく、「社会学」という高等教育機関に根付いた研究教育活動の基盤になる制度がもたらした「職業心理」の現われだと考える (中河 2018)。言い換えるなら、歴史学やエスノグラフィーのような「事実」の発見と記述をもつばらにする学的作業は、それだけで十分尊い。一般的な「世間の目」(あるいは場合によってはもっと切実な講義の受講者の目) もさりながら、ポストや研究資金を得るために書かなければいけない書類ひとつをとってみても、私たちの分野の同輩たちは、さまざまな形で自分 (たち) の研究がどう「世の中のため」になるかを説明しプレゼンすることを求められている。「社会学」の場合、研究対象を示す「社会」の語義自体が、歴史的に社会主義や社会改革や社会正義や社会問題や社会福祉等々と同根という呪いがあるため、その種の「心理」の拘束力には根深いものがある。もち

ろん、そうした制度に寄生して禄を食む限りは「有用性」をめぐる言辞やプレゼンに相応の敬意を払う必要があるが、しかし、その敬意を便宜上社会学と呼ばれている（パラレルワールドでは同じような探究が別の名の下に行われているかもしれない）集合的な調査研究のいとなみのコアに関わるものと取り違えることは避けたい。私たち研究者にとっての「社会学」的探究の本懐は、制度としての社会学との必然的な内的連関を有さない、「社会的なもの」をトピックにして優れた先人たちが行ってきた（それこそ）問答の歴史的なシーケンスとそれがもたらした蓄積に連なることであるはずだというのが、世（つまりは社会学界の現況）を拗ねて「制外者（昔風にいうなら河原者）」を自称する報告者のスタンスなのである。